

再 開 15 : 31

委員会を再開いたします。

次に、201ページ、本庁、支所、出張所から227ページ、集会所、生活館、納骨堂、農機具保管庫、農業共同作業所までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております江口委員の質疑を許します。

#### ○ 江口委員

本庁、支所、出張所についてでございます。

これを読む限りでは、基本的に大きく形は変わることはないのかなと思っておりますが、まず見直しの方向の2番について、今後は果たすべき役割を明確にし、支所については軽易な事務処理のみを行う総合窓口課について検討を行い、平成23年度から実施するとあります。

総合窓口課については非常に賛成ではあるんですが、軽易な事務のみを取り扱うというふうなところで落ちつくのが果たしていいものかどうかという部分で私は危惧するものであります。というのは、ちょっと込み入った案件になると、毎回毎回本庁に行ってくれ、本庁に行ってくれ、本庁に行ってくれという話になると、それこそ地域の方々にとっては非常に不便なことを強いられます。

ある意味、これを支えるのが、その距離を縮めるのがITの役割でもありますよね。それこそ情報産業都市と言いながら、IT特区と言いながら、ここの部分できちんとした対策を講じることが必要であると思っております。そのことによって、合併をしたんだけど、逆に地域の住民の方々困らずにできるようになったと言われるようにやっていただきたい。その整備する中で、今はスカイプ等々もありますよね。ネットの上で、ある意味もうテレビ電話みたいな形が十分安価にできるわけです。基盤が整備されてさえいれば、無料でできるわけですよね。そういった中で事務を、その各地域でやれるようにしていただきたいと思っております。

そして、その先には、この第一次実施計画ができる前までは、学校の見直しの中で複合化、多目的というふうなところがありました。学校の中にそういった機能が入っていくこと、そういったステーションになることが、さらには地域の方々にとってはより便利のいいものになるかと思っております。そしてまた、地域の方々がある意味顔を合わせる場所ができる部分があると思っております。学校の中にITで支えられた小さな支所がある。人数を絞ると書いてあります。それについては、私は賛成なんですけど、その少ない人数のステーションが数多くある。サービスステーションが数多くあるというふうなところでぜひやっていただきたいと思うわけでございます。その点について、まずどういったお考えになるのか、その部分について検討していただけるのか御返答をお願いいたします。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

この今委員が言われたことにつきましては、推進委員会、それから公の施設の検討小委員会の中でも同様な御意見等がっております。小学校等につきましては、地域住民にとりまして利便性の高い場所に設置されております。また各地域に設置されております。今後におきましては、公民館機能を始めまして、複合化、多機能化を図りながら、地域コミュニティーの拠点施設になることが予想されております。学校の再編整備計画、それからそれぞれの地域の実情等も総合的に勘案しながら、地域住民の意見等をお聞きしながら検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

#### ○ 江口委員

まず、これは第一次実施計画ですので、手前でできることをというところで、まず最初はこんな形になるかもしれませんが、その先には、今十分検討をしたいというお話ございましたが、ぜひその点についてしっかりやっていただきたい。

あともう一つ、各庁舎等の使い方の中で、空きスペースについては、具体的な内容の3番とかにも、また事務室等の空きスペースについては、公共施設ということ念頭に置いた中で、

公共的団体、民間ボランティア団体等を初め各行政機関、事業者等々、そういったところに関しての利用を検討していきたいという形が書いております。そういった形で、利用したい団体等は確実にあるんだと思っています。そういった団体でも、それこそ施設の老朽化に伴い、場所の確保に困難な思いをしているところいっぱいあります。そういったところから、ある意味家賃をいただきながら、また同じ屋根の下で活動をするということは、逆に近くなる関係性もありますから、行政にとってプラスな部分も十分あるかと思えます。ぜひその点についてはしっかりやっていただきたい。

その中で、市民交流プラザについて、前お話をさせていただいたと思いますが、市民交流プラザ、今はあいタウンの2階の1カ所ですが、ある意味いろんな活動をやろうという団体にとっては、ある意味使い心地のいい場所にはなっております。ぜひそういった部分を各地域にもつくっていただけるように御検討をお願いしたいと思っています。

#### ○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

204ページの見直しの方向の①の最後に、(本庁(飯塚庁舎)は)平成23年度をめどに建替工事等の実施の有無について決定するとあります。この実施の有無を決定するというのは、日本語として非常にわかりにくいんですね。どういう意味かちょっと解説をしてください。

#### ○ 総務部長

文言のとおりでございまして、平成23年度を目途に建設工事等の実施の有無について検討する、あるかないかと、するかしないかということということでございます。

#### ○ 川上委員

するかしないかを決定するということですね。そうすると、するという決定はわかりやすいんですよ。するんだから。しないという決定の場合はどういうことになるんですか。建替えをしないという決定をした場合。そういう選択肢があるんですか、あなた方に。建設をしないという場合。そこんところをちょっと聞かせてください。

#### ○ 企画調整部長

ただいまの新庁舎の建設の件でのお尋ねということでございます。ここに書いていますように、平成23年度を目途にして建替工事等の実施の有無について決定するというくだりがございます。御存じのように、今飯塚市の財政は極めて厳しい中、この行財政改革に取り組んでいるのが現状でございます。したがって、現時点においては、この新庁舎の建替えということは極めて厳しい状況でございます。しかしながら、この本庁舎もかなりの老朽化が進みまして、そして防災の拠点施設であるということは十分に認識をいたしております。したがって、この平成23年度をめどにして、この財政状況もしっかりと見きわめた中で、建設が可能なのか。また、いや、建設が不可能なのか、ここらあたりを十分に見きわめたいというふうな考えでございます。

#### ○ 川上委員

この205ページの具体的な内容の①の下から2行目には、こうも書いているんですよ。平成23年度を目途に建替工事や大規模改修工事等の実施の有無を決定するとも書いてるわけです。だから、わかりにくいんです。建替工事をするかしないかというだけじゃなくて、大規模改修工事をするかしないかもここで決めるというわけでしょう。だから、大規模改修工事もしないという選択肢があなた方にはあるわけですね。どうなんですか。

#### ○ 企画調整部長

いわゆる建替え及び大規模改造工事も含めまして、先ほど答弁しましたように、本市の財政状況をじっくりと見きわめた中で、これをどうするのかということ平成23年度を目途にして考えるということでございます。

## ○ 川上委員

あなた方の最近の言動を見ると、市の財政状況を考慮してるようには思えないんだけど、この建替工事ということになれば、どこに建てるかについてはフリーハンドですと、きょう欠席されてる市長が答弁されたですね。フリーハンドとは言わなかったけど。逆に、合併当時の約束を守らなければいけないのかということのを逆に皆さんにお聞きしたいとか言われて、守らないということなんですね、自分の意思としては。だから、建替工事をする場合は、自動的に穂波町地内に建てるということにはこだわらないよということになるわけです、これは。ところが、大規模改修工事ということになれば、新築じゃないですから、穂波には絶対建てないということになるんですよ。だから、こういう選択をすることを決定するというのは、明確にあなた方が合併協定項目、A項目を破るという宣言をするに等しいんですよ。この間の市長の答弁に続いてね。そういうことになると思いませんか、どうですか。

## ○ 企画調整部長

この件に関しましては、この庁舎で仮に活用するとしたら、老朽化が激しいから、大規模改修をするのかどうか、それから、この庁舎を使わずに新しく新庁舎を建設するのかということも含めまして、この財政状況をしっかりとかんがみの中で、平成23年度を目途にして検討するというような考えでございます。

## ○ 川上委員

お答えにならないけども、合併協定項目については、市長がこの間宣言しただけではなくて、実施計画の中で、穂波には絶対建てないという選択肢がこの中に最初から盛り込まれてるということを確認しておきます。

それから、②支所についてなんですが、総合窓口化と書いてますね。この総合窓口化の意味をもう少し説明してください。

## ○ 行財政改革推進室長

総合窓口化と申しますのは、そこの窓口1カ所に行けば、いろんな証明類、また相談の内容についても簡易なものがとれまして、そして市民を余り動かさずに市民の方に帰っていただくというような窓口の一本化ということで考えております。それにつきましては、いろいろのシステム化、いわゆる現在、情報推進のほうでいろいろと検討もされておりますが、そういうようなシステム化の方法も一つあります。

また、これはよその市町村では、システム化に頼らず、人が住民窓口の前に、そういったところのブースを置いて、その職員の方がすべて証明発行から、また窓口相談を行っているという事例もございます。それにつきましては、今後、どちらの方法がいいのか検討はしていきませんが、いずれにしても、そういった窓口の総合窓口課を図っていくということでここに上げさせていただきます。

## ○ 川上委員

何億円ぐらいかかるかわからないでしょう。それで、相当お金がかかるような気がするんだけども、住民サービスという点で具体的に言ってもらいたいんですよ。住民にとってこういうことができるようになるというのを。タウンミーティングで聞かれて、今みたいに答弁されても、市民の方わからないと思うんですよ。

## ○ 行財政改革推進室主幹

総合窓口につきましては、先進自治体の例で申し上げますと、例えば戸籍、住民異動届、それに伴い必要となる児童手当、医療費の助成申請等の手続、保険の異動手続、各種証明書の交付、母子健康手帳の交付、妊産婦医療費の助成申請手続等が実際にされてあるところがございしますが、こういう先進事例等も参考にさせていただきながら、また、課題、問題点を整理しながら検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

## ○ 川上委員

多額の投資が伴うんだけど、具体的に住民にとって何のメリットがあるかというのが、2人答弁していただいたけど、わからないですね。お金を使うのが目的というような気がするんですよ。もう少し住民サービス、市民にとってどういうメリットがあるか、すばっと答えられる方がいいんですか。

○ 行財政改革推進室長

ちょっと説明が不十分でございましたが、いわゆる総合窓口制といいますのは、本庁におきましては市民課、また税務課、また国保関係のいろんな課がその1階の中にありますが、そういうところに渡り歩くんじゃないかと、玄関を入りましたら、その1つの課において、すべての処理がそこでできると。市民が動かなくても、そういったところの、先ほど主幹が申しましたような手続関係がすべて完了するというので、市民にとっては便利がいい、サービスの向上となるというふうに考えております。

○ 川上委員

支所でそんなに渡り歩かないかんようなところないですよ。本庁でしょう、問題は。納税管理課の前で市民を泣かせたり、そしてまた健康増進課に行かせたり、そういうのが問題なわけで、支所で問題起こってない。この総合窓口課は、NECに仕事をふやすだけやないんですか。だから、現実から出発すれば、この総合窓口課というのは本当に要るのかどうなのか大変疑問です。それより、本庁の今のシステムを改めたほうがいいですよ。人を置いて、銀行などにおられるじゃないですか、フリーで立ってて、何か御用が、市長も言っていましたね、そういうこと。何かそういうふうな工夫をするほうがよっぽどましですよ。

それから、穂波と筑穂の分庁方式を図るというふうに言われてますね。どういう機能を穂波、筑穂に持ち込もうとされておるんですか、お尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

さらなる分庁方式の拡大につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。今現在、具体的な部署がどここの支所に行くというようなことまでは現時点では検討はいたしておりません。

○ 川上委員

それはおかしいですね。本庁の建替えとか、大規模改修にもかかわってくる話でしょう、これはね。

それから、庄内、颯田はそれぞれ移設すると、移設を検討ということになってるんですけど、あてはあるんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

近隣の公共施設への移設も含めて今後検討するというので記載いたしておりますが、現時点では検討はまだいたしておりません。

○ 川上委員

颯田とか、現実に移転するところが、今の庁舎の近くにはないでしょう。行くところがないのに移転するという、移設するというのは、もうそのものの存立が問われるような心配をするんだけど、そういうことはないですか。

○ 行財政改革推進室主幹

記載いたしておりますように、移設等も含めてということで書いておりますので、御理解をお願いいたします。

○ 川上委員

だから、今私が心配したことをあなた裏づけたわけでしょう。移設ができない。颯田の場合、移設ができないんじゃないかと。そういう場合は、機能そのものがどうなるのか心配だと言ったわけでしょう、私が。だから、移設等もと書いていますよということでしょう。だから、颯田の支所機能は大幅縮小か、なくなるか、そういう危険性はないかと聞いているわけですよ。

そういうことを含んでいるんですね、この等の中には。どうですか。

○ 行財政改革推進室長

先ほどの移設等ということにつきまして、颯田支所の件につきましては、そういうふうなことを上げておりますが、先ほどの議員からの御質問がありましたように、学校の改築等の中にも、一つ支所というものの、小さな規模の支所というものを検討していくということでお話をしておりましたので、あわせてそういうことも含めた中で、できればそういうところの移設ということも検討を進めていきたいということで考えております。

○ 川上委員

田子森さん、今の答弁は、颯田支所を出張所にするという選択肢があるということをお答弁したことになるんですけど、そういう選択肢であるということをお聞いておいていいですか。

○ 行財政改革推進室長

ちょっと固有名詞を申し上げて申しわけないんですけども、全体的な小学校、そういうところの学校関係の、中学校も含めまして、そういったところの支所機能の有効活用ということを検討していきたいと。

○ 川上委員

どうも明らかですね。経過の中から言うと、颯田の小中学校の建替え、公民館多機能化、複合化の中に、颯田の支所機能は出張所機能に縮小して押し込まれる危険性がありますね。そういうことでしょうか。

○ 行財政改革推進室長

申しわけありません。学校規模を縮小するために支所を持っていくわけではございませんので、そういうことも考えられるということの答弁をしたつもりでございます。

○ 川上委員

選択肢ということを確認しておきますね。大変なことですよ。合併協で項目違反ですよ。

次に、出張所問題。基本方針の段階で、出張所は地域コミュニティセンターに集約して、発展的に解消するということについて答弁がありました。もう少し話を聞かせてもらえますか。

○ 行財政改革推進室主幹

ここに記載いたしておりますように、今出張所につきましては、旧飯塚地区に4カ所ございます。この出張所につきましては、地区公民館に併設をいたしております。今の利用実態等を総合的に勘案した中で、出張所の機能は継続した中で、公民館でその業務の継続をしながら事務を行うというふうにはいたしております。

○ 川上委員

そう書いておるんですけど、答弁は、これは私が聞いたんですよ。出張所は廃止して、地域コミュニティセンターに発展解消するという事なんですよと聞いたら、そのとおりですよ。私も認識しておりますということなんですよ。部長は同じ認識かと聞いたら、その是非について検討していくということなんですよ。だから、出張所は廃止することになる可能性があるわけでしょう、選択肢として。どうなんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

現在の考え方といたしましては、出張所、これは条例であるわけではございますが、そのまま継続。廃止ということではなくて、継続した中で、職員が兼務した中で事務を行うというふうには考えております。

○ 川上委員

今は出張所は1.5人でしょう。何人ですかね。人いないんですかね。兼任で1.5人ですか。その人たちがなくなるわけじゃないんですか。職員定数が。

○ 行財政改革推進室主幹

現在、出張所には、再任用職員または嘱託職員1名が配置されておりますが、それぞれ公民

館と出張所の職員が兼務はいたしております。

○ 川上委員

いずれにしても、あなた方のわかりにくい答弁を聞いていると、浮き彫りになってくるのは、出張所機能が大幅に縮小されるという心配なんです。私は、住民自治だとか言っている時代ですから、出張所は人もふやして機能強化することこそ必要だというふうに考えています。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

大体お二人の委員の方のお話聞かせていただいたんであれなんですけども、ちょっと少し私なりにお尋ねしたいところがございますので、聞かせていただきたいと思います。

総合窓口化ですけども、基本的には将来こういう形になるのではないかちゅうか、していかざるを得ないというふうには思っておりますけども、これで人数が減るという形にも当然つながってくるんです、職員の数もですね。緊急性のあるとき、正直言うて、平成15年の大雨のときから、今に至って大雨降ってませんけども、私どもは大変な災害をたびたび筑穂地区は受けてきたんですけども、緊急性については、この対応について、どのような形で受けられるのか、ちょっとこの辺について御説明いただけたらと思いますけど。

○ 総務課長

防災体制につきましては、現在、各支所に旧町出身者を含めまして10名の応援体制がとれるように体制を整えてるところでございます。お尋ねの、今後支所の職員数等がさらに減っていった場合どうするかということでございますが、これにつきましては、できるだけ現体制が維持できるような何らかの増援体制とか、そういう体制を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 八児委員

そういうことで、しっかりこれについては検討をぜひしていただいて、住民の安心、安全な生活を守っていただきたいというふうに思います。

2点目ですけども、穂波庁舎の空きスペースということで、いろいろ説明を書いていただいております。私はこれはいいかなと思っておりますけども、現実に穂波庁舎において、また筑穂庁舎でもですけど、空きスペースはどれぐらいあるのか、現在どのように思っておられますか。

○ 行財政改革推進室主幹

穂波庁舎、それから筑穂支所、庁舎の空きスペースの状況でございますが、穂波庁舎につきましては一部分庁方式をとっております。その関係で、1階につきましては穂波支所、それから2階、上下水道局、3階は教育委員会が事務を行っております。4階につきましては、教育研究所、市民会議室、文書倉庫、会議室等に使っております。この中で、一部は空きスペースがあるのではないかとこのように考えております。

また、筑穂支所につきましては、本年度から4課すべてを1階に集約をいたしております。その関係で、2階から5階に空きスペースがございます。一部につきましては、災害時の対応スペース、文書倉庫、会議室等に使っておりますが、空きスペースがあるのが事実でございます。

○ 八児委員

それで、私はこれ図書館の問題の中でも触れさせていただいたんですけども、穂波庁舎においては、基本的に会議室等、また倉庫等で全室使っておるとこのようにお話をしております。この点についてどのようにお考えになってますか。

○ 総務課長

穂波庁舎の空きスペースにつきましては、現在4階の議員控室と旧本会議場がございます。また、全員協議会室といったところも一応空きということではございましたが、現在は、この

議員控室と本会議場につきましては文書倉庫として使っております。また、全員協議会室につきましては会議室として、穂波支所のほうで使っているという状況でございます。このうち、文書倉庫として使っております議員控室、本会議場につきましては、今年の夏にも一部文書整備等を行っておりますが、文書整備がきちっと整えば空くのではないかとも思われますが、何しろ今現在、文書保管庫をまだ確保できておりませんので、現状としては文書倉庫として専有しているというような状況でございます。

○ 八児委員

すみません、私は穂波について今、手前の勝手な言い方ちゅうたらいかんですけども、穂波は利便性が高い場所でございます。そういうことで、いろんな方々が、穂波ならば部屋の利用をしたいというふうに思われるところではないかと思っておりますので、ぜひこういう活動をしっかりやって、いろんな形で使用料等が生まれてくればいいんじゃないかなとつくづく思いますので、しっかりそこら辺検討していただいて、頑張っていたきたいと思っております。

○ 委員長

関連で、西委員に質疑を許します。

○ 西委員

先ほどから本庁の建替え、この問題が、大改修ということになれば、建替えと違うから、これはいいですよ。先立っても私が話したように、この文書の中に、これはどこかに建替えするときは穂波というようなことは、これ入れられないんですかね。ちょっとお伺いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:03

再 開 15:04

○ 総務部長

質問者言われますように、合併協定項目については当然私も認知しているところでございまして、尊重されるべきと思っております。

それから、これ今から実施項目と、実施計画という形になってまいりますので、そうした中で検討させていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 西委員

これは後で入れるわけですか。後で。ちょっともう一回、わかりやすく。

○ 総務部長

今後、実施計画という中で、今質問者の言われます案件につきましては検討させていただきたいと思っております。

○ 西委員

後でという、これが出とるけ、これに入れたらどうですか。後でと言わんでですね。後でじゃ、これつまらんですよ。これが出ちよるとに、あなた。これちょっと、あなた、入れちゃらんと。これ穂波のときに、行政のほうから行ってあった、田子森——あなたが一番よう知つとるはず。これがなかったら、穂波は合併しちよらんとやから。これに惑わされてやったわけですよ。これが大きなあれですよ。これはもう冗談のような話やけど、これがなったら、恐らくですね。それで、室長が一番そのときの事情は知って、協定項目の中にちゃんと入つとるとやから、こういう文書が出るときには、ちょっとは端のほうでも穂波ということを入れてやらんとですな。穂波地内やから、それは飯塚に少しはかかっつてもいいですよ、地内やから。ちよつともう一回、わかりやすう。みんなおらっしゃるからですね。

○ 総務部長

協定書については当然尊重されるということでございまして、この計画、これはたたき台でございまして、これを実施計画にまとめます。その中で、質問者の御意見につきましては検

討させていただきたいというふうに思っておりますので、十分に認識させていただきます。

#### ○ 西委員

これ尊重してもらわないかんですが。これに載せてもろうとらんとやから。これ大体本当言うたら、ちょっと括弧つけてでも載せてもらわないかんですよ、これは。もうしまいには、のらりくらりなって、こういうとが一番馬鹿見るのは穂波ですよ。そやけこれは絶対、今度何かあれするときには入れてもらわないかんですよ。入れられますか、名前を。ちょっとそれをお伺いします。

#### ○ 副市長

確かに合併のときに、合併協定書の中で穂波地内にとすることは明記されております。ただ、これは現在尊重されるべき協定だというふうには認識しております。ここで、今公共施設等のあり方についていろいろ議論いただいておりますけど、一応平成23年度をめどに、庁舎をどうするのかということの結論を出すように計画をいたしております。それまでには、いろんな市民の方の意見、あるいは委員会あたりの意見、そういうのをいろいろ総合的に判断しまして決定されるものであろうと思っております。

ですから、実施計画に具体的な地名を載せるとか載せないとかいうことではなく、庁舎を建替えるのか、あるいは大規模改造で済むものか、それから飯塚市の財政状況もございます。今から先、どうなるのか。建て替えるとするならば、何年に建て替えるのかとか、いろいろ問題点がありますので、そういうものを平成23年度を目途に整理させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○ 西委員

今、副市長が言わっしゃるのは、もっともな話であるが、協定項目に入っとるとは、これで今審議しよるとの中に、穂波ということが一言も入っとらんということは、これは協定項目、この文書にはちょっと沿わんと思いますよね。入れていただかんといかん。そのときのとはというようなことであれされよると、これは本当に納得しがたいと。ぜひ建替えも平成23年ちゅうか、平成23年までにこれ決定すると。来年からでも、こういうとは財政が厳しいけ建てられんとかいうようなことやないとやないですか。

今、議員控室なんかでも、雨が降ったときにはじゃんじゃん漏って、バケツすげちよるじゃないですか。そうすると建替えが、ということで、この項目の中にも市民に迷惑をかけるということなら、別な所に建てれば、市民には何にも迷惑はかけんですよ。これは使いよるとやから。

そして、合併特例債を使うてやるとでしよ。財政が厳しいとか言われても、建てんでそのままいけるかと。これを大改修をやって、100億円も150億円もかけて大改修をやれば、それは市民にも迷惑もかけろうけど、ほかのとこやったら私はできると思う。そこら辺を強く、まず穂波を忘れんのってもらわんといかんですよ。私たちは、ちょうど私はそのときの議長やったけど、これがあつたから合併にいこうということで、これは再三、私も何回も言わせていただいたけど、これはお願いしておきます。要望でお願いしておきます。

#### ○ 永露委員

今、総務部長が協定項目で約束をした内容については、当然尊重すべきものである、尊重することだと思ふんですね。総務部長、尊重することだろうと思ふんですよ、今の問題ですね。あなたの気持ちはわかりました。ここのトップは市長ですので、市長のお気持ちもあなたと同じというふうに受けとめておいてよろしいですか。

#### ○ 副市長

市長は、さきの委員会ですらちょっと触れられたと思ふんですけど、今の財政状況の中では、非常に庁舎を建て替えるというのは、非常に困難性があるということで、当分の間は建替えについては考えないというような御答弁だったというふうに理解しております。ですから、もし建て



替える場合には、そういう協定項目の尊重というのはされるというふうに理解をしております。

#### ○ 永露委員

通常は今、総務部長、副市長が言われたことだろうと思うんです。一般的に常識的には、そういうような判断に立つんですが、ただ私の聞き間違いだったら大変申しわけないで訂正いたしますけども、何かの折に市長は、合併時の約束事、このことだけではないと思うんですけども、合併時での協定項目ですね。平たく言えば合併のときのお約束事について、どこまで、どこまで拘束される必要があるのかというような発言をされたと思う。

拘束されないということは、物事によっては約束事をたがえることもあり得るということなんです、日本語的には、ですね。となりますと今、問題になっておる問題につきましても、建て替えるときには穂波地内という協定事項ありますけども、そのこともたがえることもあり得るということを言わっしゃったんだろうと思うんですよ。相対的な発言だったんですけども、当然そのことも含まれるわけですね、個別に言えば含まれるわけです。となりますとあなた方お二人は、当然のことながら協定、約束事でございますので、尊重すべきものであると。

ただ市長は、市長の発言を純粹に聞きますと、尊重しないこともあり得るということをやっしゃったんです。それは副市長もお聞きになったと思う、おられたかどうかわかりません。でも、ほかの方はその旨の発言をされたので、うんとそのとき私、思ったんですが、それについては、きょう市長がおれば御本人に聞けば一番よかったですけども、残念ながらおられませんので、あと副市長の範囲でお答えをいただきたいと思います。

#### ○ 副市長

先ほども答弁させていただきましたように、庁舎の建替えというのは、市民生活に非常に影響のある部分でございます。ですから、もし建て替えるということに、平成23年までで方向性が決まれば、その間にはいろんな市民の方の御意見あたりを聞いて、方向性なり建て替える場所も含め、あるいは時期も含めて検討する必要があるというふうに考えております。

それから、実際問題としては、市の財政状況もありますし、それからまちづくりをどうするのか、飯塚市のまちづくりの中の一つとして、どうとらえていくのかという問題もあろうかと思っております。ですから、そういうものを総合的に勘案しまして、最終的な答えが出てくるものだと思っております。

ですから、単純に尊重するとか、いや、しないんだと。市長がどういう気持ちで言われたのか、そこら辺の論議はしておりませんが、単純に、いや、もう約束は反故よというようなことではないんではないかというふうに私は考えております。

#### ○ 永露委員

今の副市長の御答弁を聞きますと、変更もあり得るということですよ。ということをやっしゃったんですよ。だから、この問題に限りますね、この問題に、全体的な問題はちょっと置きます。この問題に限ります。穂波地内という協定項目が、約束事をしておりますと。部長初め副市長も一般論としてだろうと思うんですけども、当然約束事については尊重すべきだ、イコール守るべきものであるというふうに判断しております、考えておりますと、それが常識的だろうと。

ただ市長が言わっしゃったことについて、今カバーされたんだろうと思うんですけども、副市長の話聞きますと、いや、全体的に、相対的に考え、財政的に考え、市民の多くの方々の意見も聞きながら判断するということが、相対的な判断の中に約束事以外の場所についての判断が出たときには、それに従いますということですよ。ということですよ。そうでしょう。

#### ○ 副市長

先ほども答弁させていただきましたように、この問題は、市民生活に非常に大きく影響を及ぼします。それから、今後の飯塚市のまちづくりについても、非常な影響力があろうかと思っております。そのためには市民の総意というものが、私は必要であろうというふうに考えてお

ります。もちろん合併のとき、協定書にありますように、それは当然尊重されるべきものだというふうには考えております。その後、今度新たに合併しまして、市民全体でどういうふうに庁舎の問題を考えていくのか。先ほど言いましたように、場所はどこにするのか、時期はいつするのか、規模はどうするのかとか、いろんな問題が、それまでには整理していかなければならない問題があると思っております。ですから、その中で最終的には決定されるものだというふうに私は理解しております。

ですから、言われますように、一般的には尊重されるのは、これ当たり前だろうと思っておりますけど、市民の中の大半の意見等もお聞きした中で、いや、ここがいいよという、もし違う場所が市民の総意の中で出てくるようなことであれば、そういうものも含めた中で、総合的に勘案して決定されるものであろうというふうに考えております。ですから、市長が言われましたのは、そういう意味だと思っております。何もかも、最初から何も聞かんで反故ですよという話ではないのだというふうに私は理解しております。

#### ○ 永露委員

今、副市長がいろいろ言われましたけど、かいつまんで言いますと、尊重はします。でも、尊重するということはどういうことなんですか。お約束は守りますということでしょう。違うんですか。尊重するということと約束を守るということは違うという。あなたの頭の中ではそうだろうと思う。そうじゃないと文脈は成り立ちませんから。尊重はするけども、約束は守らんことはあり得ますよということですね。日本語としてはつながりませんよ。でも、あなたの頭の中では尊重するということと約束を守るということは違う、別物だというお考えだろうと思う。そうじゃないと今の発言出てこないんです。

ですから、今のをもっとわかりやすく日本語でいうと、尊重はすべきである。ただし、建て替え時における建設場所については、相対的に、総合的に判断をして決めますということですね。端的に言えばそうでしょ。尊重はするけども、具体的な場所については、そのときの総合的な判断の中で場所を決定します。ですから、私はそういうふうに受け取ったのですが、そのとおりであれば、そのとおりですとお答えいただきたい。

#### ○ 副市長

言葉の意味は、私はようあれですが、これ合併協定項目、ここまで言うていいのかどうかわかりませんが、尊重されるべきものではありません。でも、必ずしもそのとおりすべて守っていくと、すべてですよ。そういうふうな性格のものかどうかということになると、いろいろ論議があるようでございます。ただ私は、一般的には合併協定項目で決められたことは尊重する、すなわち守っていくべきものであろうとは思っておりますが、先ほど言いますように、これは一大事業で、市民生活も非常に影響しますし、またまちづくりという観点からも、非常に重要な問題だというふうに認識いたしております。ですから、いろんな人の意見を聞いて、その中で相対的な判断をすべきものであろうというふうに考えております。

#### ○ 永露委員

最終的に確認だけいたします。尊重はしますけども、場所についての判断は、そのときの相対的な判断に基づいて場所の決定を行う。当然、約束した場所もあり得ますし、そうでない場所になることもあり得ますという日本語になるんですが、それでよろしいですね。最終の確認で結構です。

#### ○ 副市長

そのように私は考えております。

#### ○ 芳野委員

今、いろんな質問があつて答弁がされておるわけですけども、答弁された方の意見がおかしくない。もしおかしかったら、市長の代理の方たちがそれはおかしいと、こうだという話をされにゃいかん。それをされないということは、執行部としてそのとおり行きますよということ

でありまして、市長がおられんから話がよく進まんとかいうことであるなら、市長がおるときにしか委員会は開けんようになります。だから、市長が今おられない場合は、次の人がぴしつと答えにゃおかしいんじゃないですか。副市長、非常にきついかもしれませんが、会議というのはそういうことじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 28

再 開 15 : 29

○ 芳野委員

今の合併項目以外の分について、答弁されたことはすべて執行部も意見として間違いないですね。そこだけ確認させていただきます。

○ 副市長

私たちは市長のかわりでいろいろ答弁しておりますので、それが執行部のほうの考え方だというふうに理解をしております。